

新町建設計画

平成16年3月

下部町・中富町・身延町合併協議会

平成26年12月変更 身延町

令和元年12月変更 身延町

目 次

第1章	はじめに	1
1	合併の必要性	1
2	計画策定の方針	2
第2章	新町の概況	4
1	位置と地勢	4
2	面積	4
3	人口と世帯	4
第3章	主要指標の見通し	6
1	人口	6
2	産業別就業人口	6
3	世帯	6
第4章	新町建設の基本方針	8
1	新町建設の基本理念と将来像	8
2	まちづくりの基本方針	10
第5章	新町の施策	13
1	施策の体系	13
2	施策の方向	14
第6章	新町における山梨県事業の推進	32
1	山梨県の役割	32
2	新町における山梨県事業	32
第7章	公共的施設の統合整備	34
第8章	財政計画	35
1	歳入	35
2	歳出	38

第1章 はじめに

1 合併の必要性

下部町、中富町及び身延町は、峡南圏域中部の富士川沿いに人口の集積した地域で、歴史的・文化的背景及び地形的な条件が似ていて、さまざまな面での交流も盛んな地域です。

近年の行政課題の増大に伴い、従来にもまして3町が共同して取り組むべき課題が多くなり、広域的課題に対して緊密な協力体制が築かれています。

このようななかで、3町は次に掲げる合併の必要性を認識し、平成14年4月17日に任意合併協議会を設置し、その後、同7月1日には法定合併協議会を設立して協議を進めてきました。

(1) 地方分権の推進

地方分権は、国と市町村の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係をつくり、市町村の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。

この分権改革の実をあげるためには、基礎的自治体であり、総合行政のサービス主体である市町村中心の体制を整備することが大切であり、サービス供給体制やそのための人材確保、政策立案など行政能力の向上が必要となってきます。

このため、3町の行政が一体となり、より充実したきめ細かな住民サービスが提供できる行政能力をもった力のある自治体を築いていく必要があります。

(2) 少子高齢社会への対応

全国的に少子高齢が進んでいるなか、3町においては、さらにその傾向は顕著になっております。

平成30年4月1日時点での3町の高齢化率は44.4%で山梨県全体での29.4%を大きく上回っており、すでに2.3人に1人は65歳以上の高齢者である一方、出生率は年々低下傾向になっております。

少子高齢社会の到来によって、市町村の基礎的税収に影響を与える反面、市町村に求められるサービスの内容は高度かつ多様になるとともに、その水

準を確保することも大きな課題になっています。

このような住民の期待に応えられる市町村の体制づくりが求められています。

(3) 増大する広域的な行政需要への対応

交通・情報通信手段の発展は目覚ましく、社会経済の仕組みや人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。そして、人々の日常社会生活圏はますます拡大し、市町村においても従来在市町村区域を越えた広域的な対応が強く求められてきております。

このため、これまでのように3町それぞれの枠にとらわれることなく、広域的視点に立ち、従来以上に質の高い住民サービスができる体制づくりが必要となっています。

(4) 行財政基盤の強化

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況である現在、3町においても、効率的で効果的な行政運営や財政的自立が求められており、基礎的な自治体として市町村の役割と責任はますます増大してきています。

また、現在、国においては、国庫補助負担金の削減、交付税制度の改革、税源配分の見直しなど、いわゆる“三位一体”の改革をはじめ、さまざまな改革が進められています。

このような要請に応えるためには、これらの改革の受け皿となる市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、3町が合併して、行政の効率化を図るとともに、行財政基盤を強化することが求められています。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、下部町、中富町及び身延町の合併後の新町を建設していくための基本方針を明らかにするとともに、合併後の新町の総合計画の基本となるものです。

このため、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、均衡ある発展、魅力ある地域づくり、行政サービスの高度化等を目指すものです。

(2) 計画の構成

本計画は、「新町将来構想」を基に、住民説明会などにおける住民の意見等を踏まえ、新町における将来指標の見通し、新町建設の基本方針、新町の将来像を実現するための主要施策や公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、2024年（令和6年）度までとします。

第2章 新町の概況

1 位置と地勢

新町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流として、早川、常葉川など大小の河川が流れ込んでいます。平坦部分は富士川沿いと支流の中流域から下流域及び合流付近に広がっており、富士川の東側をJR身延線が、西側を国道52号が南北に通っており、国道300号が新町を東西に延びております。

また、富士川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地帯が連なっており、新町の北にはなかとみ和紙の里が、南には身延山久遠寺が、東には下部温泉郷や富士五湖のひとつである本栖湖があります。

2 面積

新町の面積は、304.83k㎡（下部町：130.34k㎡、中富町：43.37k㎡、身延町：131.12k㎡）で、山梨県の面積の6.8%を占めています。

土地利用の状況を見ると、宅地3.49k㎡(1.1%)、農用地5.78k㎡(1.9%)、森林等243.39k㎡(79.8%)などとなっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

3 人口と世帯

平成27年国勢調査における本地域（新町）の人口は12,669人で、昭和50年から平成27年までの40年間の増減率は▲49.5%と大幅に減少しております。

平成12年には18,021人だった人口は、平成17年には16,334人に、平成22年には14,462人に、平成27年には12,669人と減少を続けています。

年齢別人口の構成比をみますと、平成27年国勢調査では0歳から14歳までが6.9%、15歳から64歳までが50.1%、65歳以上が43.0%となっています。山梨県全体との数値（0歳～14歳：12.4%、15歳～64歳：59.2%、65歳以上：28.4%）と比較してみますと、高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、世帯数は、平成27年国勢調査では5,211世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.43人で、県全体の数値（2.52人）より低くなっています。

人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区分	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	23,222	22,327	20,849	19,570	18,021	16,334	14,462	12,669
総世帯数	6,669	6,716	6,613	6,610	6,382	5,931	5,593	5,211
1世帯当たり人員	3.48	3.32	3.15	2.96	2.82	2.75	2.59	2.43

出典：国勢調査

第3章 主要指標の見通し

1 人口

(1) 目標人口

新町の人口規模は、今後も減少の傾向にありますが、合併による活性化効果、まち・ひと・しごと創生総合戦略などにより、2024年（令和6年）における目標人口を11,600人とします。

新町の人口は、国の人口も減少に転じることが予測されている現在、人口の増加を目指すことは困難と考えられます。

そのため、住む人々が暮らしやすい、活力あるまちを実現し、人口の減少を最小限にとどめるものとして想定しました。

(2) 年齢階層別人口

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、2024年（令和6年）における年齢階層別人口は、年少人口（0歳～14歳）1,071人（全体の9.2%）、生産年齢人口（15歳～64歳）5,469人（全体の47.2%）、老年人口（65歳以上）5,060人（全体の43.6%）と想定されます。

2 産業別就業人口

就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業の増加が見込まれますが、総人口の減少から減少傾向で推移されることが予想されます。2024年（令和6年）の就業者数は5,055人となり、産業別内訳は、第1次産業200人（4.0%）、第2次産業1,590人（31.5%）、第3次産業3,237人（64.0%）と想定されます。

3 世帯

世帯については、国勢調査をベースに推計しますと、2024年（令和6年）には4,977世帯になると想定されます。また、1世帯当たりの人員は、核家族化が進み2.33人と想定されます。

人 口 及 び 世 帯 の 見 通 し

(単位：人、世帯)

区 分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2024年
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	18,021	16,334	14,462	12,669	12,309	11,600
年少人口 (0～14歳)	2,195 12.2%	1,656 10.1%	1,254 8.7%	868 6.9%	1,015 8.2%	1,071 9.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	9,845 54.6%	8,697 53.2%	7,515 52.0%	6,321 50.1%	6,043 49.1%	5,469 47.2%
老年人口 (65歳以上)	5,981 33.2%	5,979 36.6%	5,690 39.3%	5,434 43.0%	5,252 42.7%	5,060 43.6%
就業人口	8,333	7,275	6,383	5,843	5,586	5,055
第1次産業	381 4.6%	249 3.4%	205 3.2%	231 4.0%	221 4.0%	200 4.0%
第2次産業	3,256 39.1%	2,560 35.2%	2,043 32.0%	1,838 31.6%	1,757 31.5%	1,590 31.5%
第3次産業	4,696 56.4%	4,453 61.2%	4,017 62.9%	3,741 64.4%	3,576 64.0%	3,237 64.0%
世帯数	6,382	5,931	5,593	5,211	5,132	4,977
1世帯当たり人員	2.82	2.75	2.59	2.43	2.40	2.33

(注1) 総人口の見通しは、平成27年12月に策定した「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の目標人口を基に推計したものです。

(注2) 年齢階層別人口の割合は、「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の目標人口を基に推計したものです。

(注3) 産業別就業人口は、平成27年の国勢調査と「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の目標人口をベースに産業別の構成割合を想定して推計したものです。

(注4) 世帯数は、平成27年の国勢調査の人口世帯数と「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の目標人口をベースに推計したものです。

(注5) 1世帯当たりの人員は、総人口を世帯数で除して算出しました。

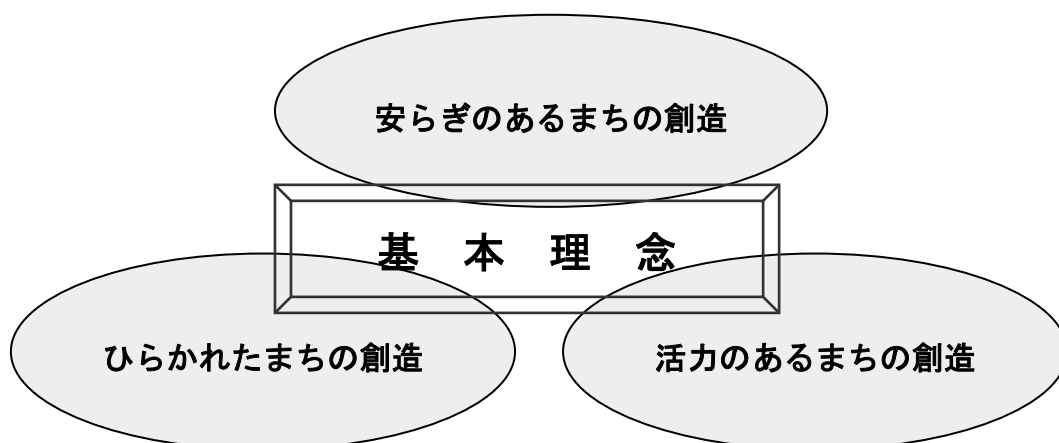
(注6) 総数には「不詳」も含まれるので、内訳を合計しても総数に一致しません。

第4章 新町建設の基本方針

1 新町建設の基本理念と将来像

(1) 基本理念

本地域は、緑豊かな自然と富士川の悠久な流れのもとに数々の歴史的遺産を引き継ぎながら、人々の静かな生活が息づいている地域です。この美しい自然や地域の特徴を活かしながら、住んでいる人がいきいきとし、協働と交流による新しいまちづくりを進めていくことをこれからのまちづくりの基本的考え方として、次の3つの理念を定めます。



① 安らぎのあるまちの創造

いま、わが国は大きな変革のうねりのなかにあり、この地域もその例外ではありません。少子・高齢化と人口の減少、生活する人々の価値観の多様化によって地域社会の形も変化しつつあります。

これからのまちづくりでは、様々な要素が求められてきていますが、なかでも「誰もが快適に安全に暮らせる、住みやすいまち」づくりが、もっとも大切になっています。

② 活力のあるまちの創造

私たちの地域社会は、近年過疎化が進み、少子化・高齢化が進むなど地

域の活力にかげりがみられます。このようななかで、地方分権の流れをテコとし、合併による社会の力の合力を創りだして、自立と新たな活力を生みだしていくことが必要です。

そのため、「ひと・もの・こと」の活力を生み出すことを目指し、地域資源を活用した元気なまちを創りだしていきます。

③ ひらかれたまちの創造

住民一人ひとりが暮らしやすく、安定したまちを創るためには、まず、地域に暮らす人々の視点からのまちづくりが欠かせません。住民と行政が力を合わせ、個性と愛着あるまちづくりが可能となります。

また、ここに暮らす人だけでなく、まちを訪れる人々や、まちを知りまちに興味を持つ人々が、まちづくりの新たな力となることも重要です。

このため、様々な人々が互いに参画し、協力しあいながらまちの活力を生み出すひらかれたまちの創造を目指していきます。

(2) 将来像

新しいまちは、住民が安心して、快適に暮らすことのできるまちであり、これまで培ってきた歴史・文化・産業をさらに発展させ、さまざまな地域資源を新しい活力の源として、誇りと愛着の持てる地域社会です。

このような考え方のもとに、新町の将来像を以下のように定めます。

安らぎと 活力ある ひらかれたまち

安らぎと とは、

安らぎは、だれもが安心して健やかに暮らしていくことができる安全で便利な住みやすいまちを創ることを表します。そのため、何よりもまず安心して、快適な生活空間を創造していき、住民はもとより、この地域を訪れる人たちにも安らぎのある充足感を与えることのできるまちを創りだします。

活力ある とは、

新町の活力は、人の活力と産業・経済の活力から創りだされます。人

の活力は、こころの元気さ・体の元気さからつくられ、一人ひとりいきいきと笑顔で暮らせることのできるまちを表します。

また、まちの資源や立地条件を生かして活発な産業を生み出し、農林業、商工業、観光の融合による新しい付加価値を創りだしていきます。

ひらかれたまち とは、

将来の私たちのまちは、住んでいる人も訪れる人も、ともに活動できる参加と協働のまちとなっていることを表します。

誰もが住みやすく活動できるまちとして、住民と行政が、男性と女性が、住む人と訪れる人が、お互いに力を合わせ新しいまちの姿を創りだしていきます。

また、住民と行政が協働してまちづくりを進めていくために、情報基盤の整備、行政情報の公開、地域情報の共有によって、開かれたまちを創りあげていくことを表します。

2. まちづくりの基本方針

新町の将来像の実現に向けて、まちづくりの基本方針を次のようにかかげます。

- (1) 豊かな自然を活かしたまほろばづくり
- (2) 快適で安らぎのあるくらしづくり
- (3) 内も外もひとつに結ばれるまちづくり
- (4) 心も体も健やかに支えあうふれあいづくり
- (5) 地域に根ざした産業のまちづくり
- (6) 歴史と文化のなかで学び育てるひとづくり
- (7) 人々が参画し交流するひらかれたまちづくり

(1) 豊かな自然を活かしたまほろばづくり

地域の特性を考慮しながら自然と調和した土地利用、環境づくりを進めて、住みやすい地域社会を創りあげていきます。

(2) 快適で安らぎのある暮らしづくり

少子化・高齢化のなかで、住民が安全で安心して生活できる居住環境を創造し、住み続けることのできる地域社会を創りあげていきます。

(3) 内も外もひとつに結ばれるまちづくり

地域がひとつに結ばれる道路網の整備、交通機関の充実、情報基盤の整備などを進め、活力ある地域社会を創りあげていきます。

(4) 心も体も健やかに支えあふれあいづくり

だれもが健康で心豊かな生活ができるように健康づくり、福祉のまちづくりを進め、支えあい・ふれあいの地域社会を創りあげていきます。

(5) 地域に根ざした産業のまちづくり

地域の特性を活かしながら観光資源・自然を活用した地域間交流と新しい産業の創出を進めていきます。

(6) 歴史と文化のなかで学び育てるひとづくり

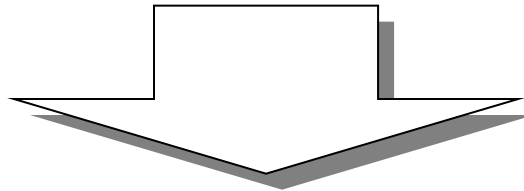
住民が楽しく学び、地域に誇りの持てる教育、学習の場を創りだして、一人ひとりがいきいきとできる地域社会を創りだしていきます。

(7) 人々が参画し交流するひらかれたまちづくり

地域間交流や国際交流に積極的に取り組み、情報の流通を活性化して、住民参画と協働による住民主体のまちづくりを進めていきます。

まちづくりの理念

- (1) 安らぎのあるまちの創造
- (2) 活力のあるまちの創造
- (3) ひらかれたまちの創造



まちの将来像

安らぎと
活力ある
ひらかれたまち

安らぎのあるまち

活力のあるまち

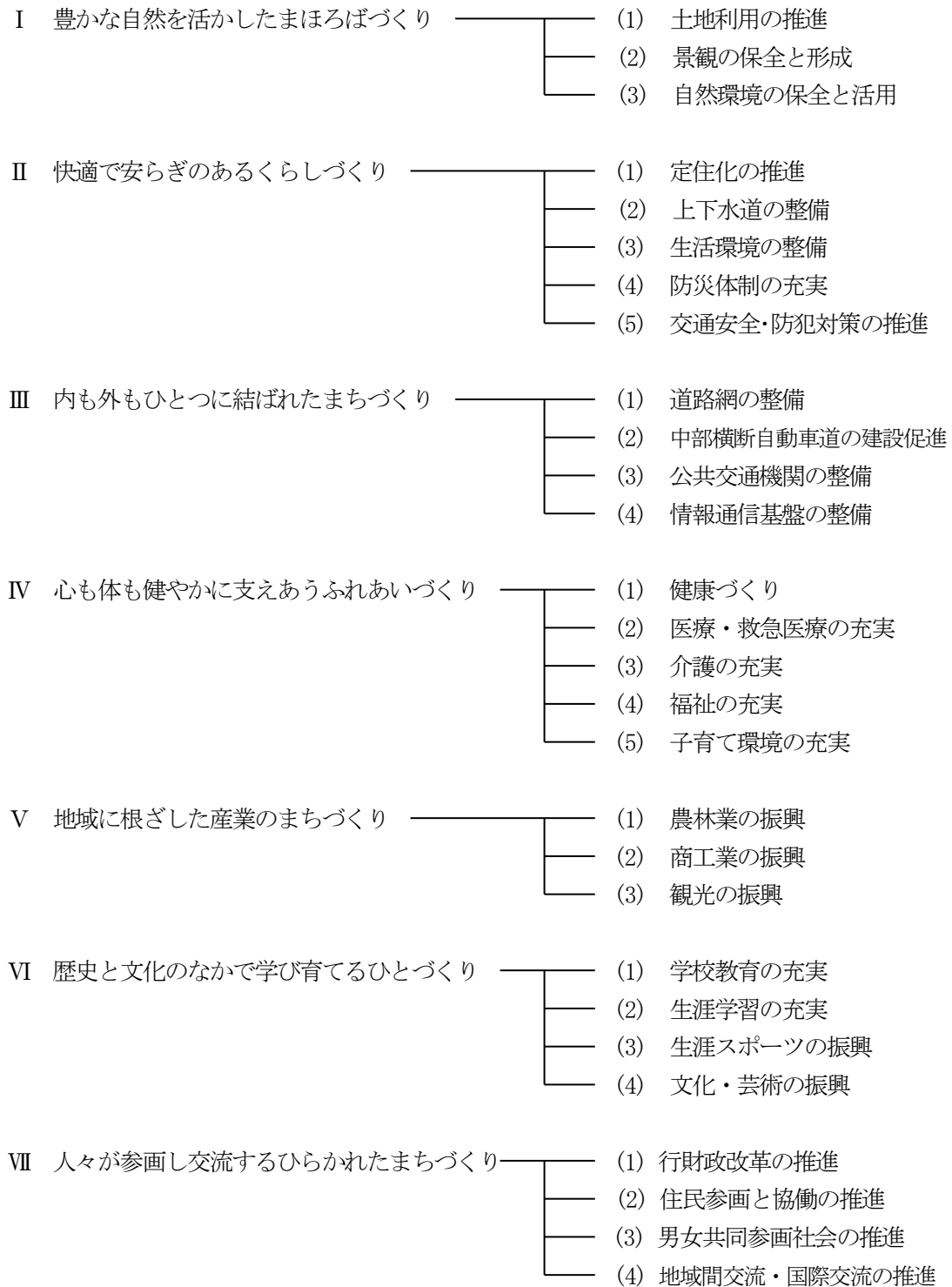
ひらかれたまち

基本方針

- (1) 豊かな自然を活かしたまほろばづくり
- (2) 快適で安らぎのあるくらしづくり
- (3) 内も外もひとつに結ばれるまちづくり
- (4) 心も体も健やかに支えあうふれあいづくり
- (5) 地域に根ざした産業のまちづくり
- (6) 歴史と文化のなかで学び育てるひとづくり
- (7) 人々が参画し交流するひらかれたまちづくり

第5章 新町の施策

1 施策の体系



2 施策の方向

I 豊かな自然を活かしたまほろばづくり

(1) 土地利用の推進

土地の公共性・有限性を考慮しながら、地域の実情にあった土地の有効利用と無秩序な開発を防止するため、長期的展望に立った国土利用計画を策定します。

また、土地利用の適正化と合理的な土地利用を図るため、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画および森林整備計画などを策定します。

さらに、適正な土地利用を図るため地籍調査を推進します。

【主な施策・事業】

- 国土利用計画（土地利用計画）の策定
- 都市計画マスタープランの策定
- 農業振興地域整備計画の策定
- 森林整備計画の策定
- 地籍調査事業の推進 等

(2) 景観の保全と形成

自然景観との調和や歴史的景観の保全など次代に伝える価値ある景観の創造を図るため、景観ガイドプランを策定します。

景観の保全と創造については、地域住民の自主的な活動に基づく景観形成活動を支援します。

また、自然景観の保全とともに、自然との調和や地域性を活かした景観の形成を図ります。

【主な施策・事業】

- 景観ガイドプランの策定
- 景観形成活動の支援
- 地域拠点景観づくり事業
(ホタルの里・句碑の里・しだれ桜の里づくり 等)
- 統一サイン計画の策定 等

(3) 自然環境の保全と活用

無秩序な開発を防止し、自然環境に配慮した環境保全の拠点づくりや自然環境保全のための活動の指針となる環境基本計画を策定して環境づくりを進めます。

農業においても、自然農法、減農薬農法など環境にやさしい環境保全型農業を推進します。

また、河川や地下水の汚濁・汚染を防止するため、不法投棄や污水排水対策を進めるとともに、住民の自発的な環境保全活動を支援していきます。

さらに、保健休養学習の場・憩いの場・交流の場として、豊かな自然を活かした施設整備を進めます。

【主な施策・事業】

- 環境基本計画の策定
- 環境保全型農業の推進
(EM菌の活用・アイガモ農法 等)
- 不法投棄対策の推進
(監視員制度・不法投棄パトロール 等)
- クリーン作戦など自主活動への支援
- 自然体験ルートの整備
- 公園緑地整備・河川敷の活用 等

(*) EM菌・・・Effective (有用な) Microorganisms (微生物群) の略で、数々の有用な微生物の集合体のこと。土壤に使用すると、植物にとって理想の土を作り上げる。

II 快適で安らぎのあるくらしづくり

(1) 定住化の推進

住民が安心して生活できる住まいづくりを推進するため、住宅マスタープランを策定して、住居希望者への良質な住宅供給を総合的に進めます。

また、住民が快適な生活ができ、このまちに定住する人が増加するように定住化対策を推進します。

さらに、高齢化に対応したバリアフリー住宅への支援をはじめ、各地域の特性を活かした宅地分譲、利用者層に配慮した町営住宅の整備や既存の公営住宅等の有効活用などに努めるとともに、老朽化した町営住宅についても計画的な改築・整備を進めていきます。

【主な施策・事業】

- 住宅マスタープランの策定
- 若者定住化促進事業の推進
- 宅地分譲事業
- 町営住宅整備事業
- 空き家の有効利用対策の推進 等

(2) 上下水道の整備

上水道については、安定的・効率的な給水ができるように、水道整備計画を策定して、水源の確保や老朽化した水道施設の更新を図ります。

また、水道事業の効率的運用を目指して、配水区域の見直し、経営体質の強化を図ります。

小規模水道施設については、統廃合などによって安定的な経営と良質な給水の実現を図ります。

生活排水については、各地区の実態に応じた排水処理計画を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽市町村整備推進事業を進め、快適な生活と、清らかな清流を守ることに努めます。

さらに、下水道整備事業の経営の健全性と安定性を確保するため、経営・管理方策を検討します。

【主な施策・事業】

- 上下水道整備計画の策定
- 上下水道事業会計の健全化
- 簡易水道整備事業
(生活基盤近代化事業・簡易水道再編推進事業 等)
- 小規模水道整備事業
- 非常時給水体制整備事業
- 生活排水処理計画の策定
- 公共下水道整備事業
- 農業集落排水整備事業
- 特定環境保全公共下水道整備事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 浄化槽設置整備事業 等

(3) 生活環境の整備

家庭ごみ、事業ごみなどについては、発生を少なくし、発生したごみについては適正な収集・処理を行うとともに、そのための支援も行います。

また、資源循環型社会への取り組みとして、ごみのリサイクル・資源化を進めます。

さらに、豊かな自然を守り、さわやかで美しいまちづくりを目的として、道路・河川・公園などの環境美化に努めます。

【主な施策・事業】

- ゴミ収集所設置助成事業
- 家庭用生ゴミ処理機購入助成事業
- リサイクル活動への支援
- 環境美化活動の推進
(クリーン作戦・花いっぱい運動・緑化 等)
- 広域的なゴミ処理体制の充実
(峡南衛生組合の施設整備・公共関与最終処分場の設置検討 等)
- ゴミの再資源化の促進 等

(4) 防災体制の充実

新町は平坦地が少なく、大部分は急峻な山岳であるため、風水害を受けやすい環境にあり、南海トラフ地震や富士山火山災害対策などにも対処できるよう地域防災計画の見直しを行い、この計画に沿って防災対策を推進します。

また、住民の安全を確保するため、河川改修や砂防事業など、危険地区の解消に向けた事業を推進します。

災害への備えとしては、防災体制の充実、情報伝達機材等の整備を図るとともに、住民の防災意識の高揚に努め、地域ぐるみで災害への対策を進めていきます。

さらに、消防団については、効果的な活動ができるように管轄区域や応援区域の見直しを行い、広域性をもった機動力ある消防団の整備充実を図るとともに、災害を未然に防ぎ、発生時の初期出動など自らの手で対応できるように自主防災組織の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- 地域防災計画の見直し
- 防災地図（ハザードマップ）の作成

- 公共施設の耐震免震整備
- 木造住宅耐震診断の促進
- 富士川防災拠点の整備
- 河川の改修整備促進
- 治山・治水・砂防事業
- 農地防災事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 消防防災施設等整備事業
- 防災行政無線統合整備事業
- 防災物品の整備・非常食の備蓄
- 消防組織の整備充実
- 自主防災組織への支援 等

(5) 交通安全・防犯対策の推進

交通事故のない地域社会を目指して、街頭指導などを含めた総合的な交通安全対策や、安全な道路環境の整備に努めます。

また、安全な地域社会を創るため、警察をはじめ関係機関や団体、住民との緊密な連携を図る防犯体制づくりを進めます。

さらに、安全な通行確保や犯罪を未然に防ぐため、街路灯、防犯灯などの安全・防犯施設の整備充実に努めます。

【主な施策・事業】

- 交通安全対策の推進
- 交通安全施設整備事業
- 地域防犯体制の充実
- 街路灯・防犯灯整備事業 等

Ⅲ 内も外もひとつに結ばれるまちづくり

(1) 道路網の整備

新町と甲府方面、静岡方面を結ぶ広域幹線道路である国道 52 号、国道 300 号とも、大雨等による交通規制により、日常生活や産業経済活動に大きな支障を与えているため、災害に強い道路となるよう整備を促進していきます。

また、新町の一体的なまちづくりが図られるよう、町内を環状的に結ぶ県

道の整備促進や生活に密着した町道等の整備を推進します。

さらに、利便性の高い道路の実現のため、歩道の設置やバイパスの整備などを進めるとともに、新町の主要な道路等に道路標識や公共施設案内など、統一サイン(*)を整備していきます。

【主な施策・事業】

- 国道 52 号・国道 300 号の整備促進
- 県道の整備促進
- 町道等の整備
- 歩道の整備促進
- 統一サイン計画の策定及び整備促進 等

(*)サイン…目印、標識、案内など。まちをわかりやすく案内するためのもの。

(2) 中部横断自動車道の建設促進

中部横断自動車道は、中央自動車道及び東名高速道路を結ぶ新たな動脈として、災害時の輸送ルート確保や産業の発展、観光の活性化、広域連携などに期待されており、早期完成に向けて関係機関に働きかけるとともに、事業の推進に積極的に協力していきます。

また、インターチェンジ周辺の開発整備を検討し、自動車道を活用した地域の活性化を図り、国道 52 号、国道 300 号と中部横断自動車道へのアクセス路線の整備を進めます。

【主な施策・事業】

- 中部横断自動車道の早期開通の促進
- アクセス路線の整備促進 等

(3) 公共交通機関の整備

J R 身延線通勤・通学利用者利便性の向上と、地域活性化のため、運行本数の増加、他の交通機関とのスムーズな接続、運行時間の改善を要請していきます。

また、J R 駅周辺駐車場等の整備を進め、利用客の増加対策に努めます。

バス路線については、新町各拠点を結ぶ町内循環バス路線の整備を行い、通院・通学などの住民の足を確保できるよう、運行路線や運行方法について

速やかに検討して実施していきます。

また、スクールバスを運行して、通園・通学の足の確保や町有バスの有効活用を図ります。

【主な施策・事業】

- J R 身延線の運行本数や運行時間の改善促進
- J R 駅周辺駐車場等の整備
- 町内循環バス路線の導入整備
- 町有バスの有効活用 等

(4) 情報通信基盤の整備

地域社会全体の情報通信機能を高度化するため、通信情報機器整備や双方向 C A T V の整備促進を進め、地域における通信ネットワークの充実を図ります。

特に、C A T V は、大容量の送信が可能な高度情報伝達手段として利用できることから、住民との行政情報のやりとり、健康指導、地上波デジタル化など様々な分野での活用が期待できます。

また、行政においては、行政事務の効率化と福祉、教育など多方面の分野における行政サービスの充実を図るため、本庁舎と支所間の業務の効率化を推進する I T ネットワークの形成、電子申請・電子届出システムや I P 電話(*)による行政サービスの向上を図ります。

【主な施策・事業】

- 地域公共ネットワーク整備事業
- 通信情報機器整備事業
- 双方向 C A T V の整備促進
(双方向 C A T V 網の検討 等)
- 電子自治体の構築
(電子申請・電子届出・施設予約システム 等)
- 本庁舎と支所間の業務ネットワークシステムの拡充
- I P 電話の整備拡充 等

(*) I P 電話・・・ I n t e r n e t P r o t o c o l の略。 インターネットを利用した電話のこと。

IV 心も体も健やかに支えあうふれあいづくり

(1) 健康づくり

すべての住民が健康で明るい生活ができるように、地域保健計画を策定して、地域における健康づくり体制の強化を図り、住民の健康・福祉の増進や必要な拠点整備に努めます。

また、住民の健康管理と意識の向上を目指して、各種健康診査の検診内容の充実や、各種健康教室を開催していきます。

さらに、健やかな子どもを安心して生み育てるために、妊産婦・新生児訪問の充実、予防接種体制の整備など、きめ細かい母子保健事業を推進していきます。

【主な施策・事業】

- 地域保健計画の策定
- 健康づくり推進体制の整備
- 健康づくり施設の整備充実
(総合保健福祉センター 等)
- 保健予防体制の充実
- 各種健康診査の充実
- 各種健康教室の開催
- 健康管理システムの充実
- 母子保健事業の推進 等

(2) 医療・救急医療の充実

住民の医療へのニーズが多様化・高度化しているなか、住民が安心して暮らせる地域医療の推進のため、地域診療所と総合病院の連携、医療機器等の整備充実、山間地における高齢者の医療機関への足の確保など住民の医療需要に応じた地域医療体制の充実を図ります。

また、けがや急病など緊急時の場合には、過疎化・高齢化など地域の特殊性にも対応できるように、治療・搬送、情報伝達の迅速性を確保できる救急医療体制の充実を図り、救急救命技術の普及にも努めます。

【主な施策・事業】

- 地域医療体制の充実
(医療機関の連携、医療機器・診療科目の整備充実 等)

- | | |
|-------------|---|
| ○ 診療所機能の充実 | |
| ○ 救急医療体制の充実 | |
| ○ 救急救命技術の普及 | 等 |

(3) 介護の充実

寝たきりや痴呆といった常時介護を要する人やおそれのある人、および介護する人などを支援していくため介護保険計画を策定して、必要な保健医療・福祉サービスを提供し、それらの充実を図ります。

また、高齢者が生きがいをもって、安心して暮らしていくことができるよう、生きがい対策の充実を図るとともに、高齢者の介護予防事業や、壮年期からの健康管理と連動した介護予防施策を展開します。

さらに、ケアマネジメント担当者・サービス事業者・利用者との連携を図り、情報提供体制を充実していきます。

【主な施策・事業】

- | | |
|---------------|------------------|
| ○ 介護保険計画の策定 | |
| ○ 介護予防事業の充実 | |
| | (いきがいデイサービス事業 等) |
| ○ 在宅介護支援体制の強化 | |
| | (介護教室・介護者交流事業 等) |
| ○ 介護情報提供体制の確立 | 等 |

(4) 福祉の充実

各種団体の育成や、各高齢者福祉施設の連携により充実した福祉体制の確立を図るとともに、一人暮らし高齢者などの閉じこもり防止のため、高齢者の生きがいづくり、地域ボランティアによる声かけ運動を推進します。

また、高齢者が生きがいをもって、地域社会の中で安心して暮らしていけることができるよう、拠点となる高齢者福祉施設の機能充実、高齢者組織の育成や余暇・学習機会の充実を進め、高齢者の持つ知恵や経験を活かせる場を拡充して、生きがいづくりに努めていきます。

さらに、障害に応じた訓練や就業ができる施設整備・運用を図る広域的な取り組みを行うとともに、障害者との交流などを通して、心や施設のバリアフリーを目指します。

【主な施策・事業】

- 福祉計画の策定
- 地域福祉組織の充実・支援
(社会福祉協議会・老人クラブ・ボランティア団体 等)
- バリアフリー化推進事業
- 世代間交流推進事業
- 高齢者福祉施設整備事業
- 在宅福祉推進事業
(生活支援・配食サービス・デイサービス 等)
- 福祉バスの運行
- 障害者福祉計画の策定
- 障害者授産施設の整備
- 障害者支援事業
(ボランティアの育成・交流事業・機能訓練・相談事業 等)
- 母子福祉の充実 等

(5) 子育て環境の充実

新町全体で子育てを支援する取り組みを総合的・計画的に推進し、児童が健やかに生まれ、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、新しい行動計画を策定し、施策の推進に努めます。

また、保護者の就業形態に応じた保育時間の延長や乳児保育など、保育内容の充実を図ります。

さらに、保育所の適正配置を検討しながら、充実した保育体制を推進します。

共稼ぎ世帯や母子・父子家庭が安心して生活できるよう、学童保育の充実、医療費支援など子育て支援事業を進めます。

【主な施策・事業】

- 次世代育成支援対策行動計画の策定
- 保育所整備事業
- 保育施設の適正配置の検討
- 保育内容の充実
(延長保育・乳児保育 等)
- 子育て支援事業
(学童保育の充実・医療費助成 等)

V 地域に根ざした産業のまちづくり

(1) 農林業の振興

収益性と生産性の高い農業経営の確立を図るため、必要に応じてほ場整備や農道の整備など農業基盤の整備を促進するとともに、計画的な土地利用と連動させながら、優良農地を保全していきます。

また、遊休農地の体験農園としての活用や担い手の育成に努め、異業種・地域間交流のなかから新しい農業のあり方を探っていきます。

さらに、消費者ニーズを捉えた地域特産品の生産に向けた研究・開発を促進するとともに、特産品の原料である農産物の生産向上を図ります。

新町の8割を占める森林については、木材生産をはじめ森林の持つ水源涵養や災害予防などの公益的機能を維持増進していくため、計画的な森林整備と森林資源の育成に努め、これらの森林の調整機能や自然環境保全機能に着目したレクリエーション利用や体験学習など多面的な活用を進めます。

また、営農意欲の向上を図るため、有害鳥獣対策を推進するとともに、地域の農林産物資源の見直しを行い、新たな特産物の開拓と流通の創出を支援します。

さらに、高齢者の知識と経験を生かした農林業関連の交流事業を展開し、高齢者の健康管理を含めた生きがいづくりとして農林業を展開していきます。

【主な施策・事業】

- 農業生産基盤の整備
- 有害鳥獣対策事業
- 中山間地域総合整備事業
- 農村地域防災減災事業
- 中山間地域等直接支払制度
- 遊休荒廃農地の活用
(ウィークエンド農業・市民農園・農産物オーナー制度 等)
- 農産物栽培奨励事業
- 担い手の経営安定対策事業
- 治山事業

- 林道の整備
- 森林の育成と保全
(森林整備地域活動支援事業 等)
- 森林資源の高度利用
- 特産品の開発と生産
- 活性化施設の活用
(和紙の里・ゆばの里・道の駅しもべ 等) 等

(2) 商工業の振興

次代を担う若手事業者の育成を図り、特色ある商店街づくり、効率的な流通の確保など商業振興策の充実を図ります。

また、新町には、伝統と文化に支えられた西嶋和紙・印章など全国に誇れる地場産業があり、これら伝統を守りながら、新たな商品や市場を付加していくなど地場産業の振興を図っていきます。

さらに、地域特産品を活用して、遠隔地の消費者に特産物を販売するなど情報化の活用と観光・交流と連携した商業の振興を図ります。

工業については、雇用対策を図るため、優遇制度などを活用して、小規模であっても地域貢献度の高い企業誘致に努めます。

【主な施策・事業】

- 商工業振興計画の策定
- 地場産業の振興
(西嶋和紙・印章業 等)
- 商店街の環境整備
(街路灯・サイン計画 等)
- 商工団体の体制整備
- 地元資源活用型企業の誘致
- 雇用労働対策の充実 等

(3) 観光の振興

新町における観光は、富士川クラフトパーク・身延山・下部温泉・本栖湖・なかとみ和紙の里など各地域の貴重な観光資源を活用するなかで、広域的な新たな観光ルートの設定や観光ガイドの養成、各観光施設が連携し連続性のある一体的な観光事業の展開を行うなど、観光産業の振興を図ります。

また、観光協会の再編と活性化を図るとともに、観光の通年化と滞在・体験型観光などによる観光環境を目指します。

駐車場整備、交通規制、情報提供の拡充など観光地の渋滞対策や、トイレや案内板整備などの観光関連施設の充実に努めます。

さらに、農林業・観光産業や工芸品・健康食等の異業種間交流を推進し、産業の振興を図っていきます。

【主な施策・事業】

- 観光基本計画の策定
- 広域観光ルートの整備
- 認定制度を活用した観光資源のPR
- 観光拠点施設の連携
- 観光協会の体制整備
- 体験型施設の整備充実
(金山博物館・和紙の里・ゆばの里 等)
- 観光情報発信拠点の整備
(道の駅しもべ・和紙の里・ゆばの里)
- 観光関連施設の整備
(駐車場・トイレ・案内所・案内板 等)
- 観光拠点の交通渋滞対策
- 異業種間交流などによる産業の振興 等

VI 歴史と文化のなかで学び育てるひとづくり

(1) 学校教育の充実

これからの学校は、家庭や地域と連携を図るなかで「生きる力(*)」をはぐくむことが大切であるため、子ども一人ひとりの個性を活かし、各自の能力・適性などに応じた教育の充実に努めるとともに、小中学校の適正配置については、児童・生徒数の動向を踏まえて検討します。

また、教育・学習環境の整備を図るため、校舎やグラウンド等の整備充実に努め、通学費用軽減措置の継続のほか、負担の少ない通学方法の検討、良質で安全な給食提供などキメの細かい対応策を進めていきます。

豊富な地域資源やITを活かした総合学習を推進し、地域の経験豊かな高齢者などの人材による特色ある授業の導入や、海外派遣事業、ITを活用した海外との交流授業の拡大などにより、国際感覚を身に付けた児童・生徒を

育成していきます。

さらに、学校図書館のネットワークを確立し、CD、ビデオなど電子図書の拡充、貸出・返却の利便性を高め、子どもの図書館利用の向上、勉学意欲の向上を図ります。

【主な施策・事業】

- 小中学校の適正配置の検討
- 学校施設整備事業
(校舎等建設改修事業)
- 学校給食施設の整備
- 学習環境の整備
(空き教室の活用・スクールバス有効活用・地域との連携 等)
- 教育用コンピュータの整備
- ITを活用した学校間交流事業
- 国際理解教育の推進
- 学校図書館の充実
- 教職員の研修体制の充実 等

(*)生きる力…たくましく生きるための健康や体力を身に付け、自分で課題を見つけ、自ら考え、行動し、問題を解決する資質や能力ならびに自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性のこと。

(2) 生涯学習の充実

だれもが興味と必要性に応じた生涯学習プログラムに参加できるように、公民館活動、生涯学習講座、高齢者学級などの開催を通じて、学習機会の充実を図るとともに、幼児から高齢者まで年間を通じた学習計画を立てて参加の機会を増やし、インターネットの活用などにより生涯学習情報の提供を行っていきます。

また、総合文化会館、博物館、美術館、図書館、公民館等学習拠点施設を効果的に活用するため、文化振興の組織の設立を検討するなどして、住民が多様な文化に触れる機会を創出します。

さらに、各生涯学習団体の交流事業を行い、活動と組織の活性化を図っていきます。

【主な施策・事業】

- 公民館活動の充実
- 生涯学習講座・高齢者学級などの開催
- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習施設の整備
- 生涯学習施設の充実とネットワーク化
- 生涯学習リーダーの育成
- 生涯学習団体の育成・支援 等

(3) 生涯スポーツの振興

住民が生涯にわたり年齢や体力に応じて、多様なスポーツ活動を楽しむことができる活動の推進や、施設の機能充実などの環境づくりを進めていきます。

また、スポーツ関連団体の交流と統合を進め、住民が一体となって参加できる生涯スポーツ体制を創りだしていきます。

【主な施策・事業】

- スポーツ団体の育成・支援
- 社会体育施設の整備
- 各種スポーツ活動への支援
- スポーツ教室の開催
- 指導者の確保と育成
- 総合型地域スポーツクラブの設置 等

(4) 文化・芸術の振興

新町の歴史的遺産を保護し誇りの持てる文化を継承していくため、文化財施設や民俗資料館の整備充実に努めていきます。

また、伝統的なまつりや伝統芸能活動を保存・継承し、次の時代に向かった新しい文化活動を創りだすため、保存・継承住民グループの支援、芸術文化活動グループの支援や自主企画事業の充実を目指します。

【主な施策・事業】

- 文化財施設の整備
- 自主活動団体への支援

- 文化財保護活動
- 文化財の発掘・周知及び活用
- 地域伝統文化継承団体への支援
- 文化・芸術鑑賞の奨励
- 芸術企画展等の開催 等

Ⅶ 人々が参画し交流するひらかれたまちづくり

(1) 行財政改革の推進

地方分権の進展・厳しい財政運営・行政サービスの高度化などに的確に対処するため、総合計画や行政改革プランの策定など計画的な行財政運営を推進し、柔軟で効率的な組織体制の確立と行政事務の改善に努めます。

また、行財政運営の指針として「計画・実行・評価」の3原則を旨とした外部評価制度の導入など行政評価システムの確立を図るとともに、民間の能力やノウハウを幅広く活用しながら、効率的な行政運営や人件費などの経常経費削減を図り、無駄のない運営を行っていきます。

さらに、住民と行政との協働のまちづくりを進め、積極的な情報公開を行うとともに、個人情報流出などを防止する情報保護制度の充実を図ります。

なお、庁舎等については、住民の利便性を考慮するなかで、住民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討をしていきます。

【主な施策・事業】

- 総合計画の策定
(総合計画・過疎計画・財政計画 等)
- 行政改革推進委員会の設置
- 行財政改革プランの策定
(組織機構・定員管理・財政運営 等)
- 行政評価システムの確立
- 職員研修の充実
- 民間活力の導入と推進
- 情報公開制度の充実
- 個人情報保護制度の充実
- 庁舎等の整備 等

(2) 住民参画と協働の推進

住民の価値観の変化や生活ニーズの多様化に対応するため、住民の参加と行政との協働による特色あるまちづくりを推進します。

また、広聴・広報活動の充実に努めるとともに、町の施策について、情報提供や意見収集の機会をさらに充実し、住民の意見を反映させていきます。

さらに、新しい地域性に合った自治会組織の機能充実や、活動グループや地域ボランティアなどの育成・支援を行っていきます。

【主な施策・事業】

- 住民参加型行政の創出と特色あるまちづくりの推進
- 広聴・広報活動の充実
(町政を語る会・出前講座・ホームページ 等)
- まちづくりグループ活動支援事業の推進
- 自治会組織機能充実への支援
- 地域ボランティア活動の育成・支援 等

(3) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進計画を策定し、男女が共に支え合い、職場や地域参加で女性が役割を果たすことのできる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

また、男女共同参画推進委員会の設置や各種審議会等への女性の登用を図るなど、女性の社会参画や社会活動を促進していく体制の充実に努めます。

【主な施策・事業】

- 男女共同参画推進計画の策定
- 男女共同参画推進委員会の設置
- 各種審議会等への女性の登用
- 講演会・フォーラムの開催 等

(4) 地域間交流・国際交流の推進

新町において、住民総参加による町制祭や住民参画に基づいた交流イベントを開催して、住民の一体感を醸成していきます。

また、地域と地域の交流を通じて互いに自立・発展し、それぞれの地域特性を活かした友好都市・姉妹都市の交流を推進します。

さらに、交流によるまちづくりを推進するため、さまざまな主体による地域間交流・国際交流の取り組みに対する支援をしていくとともに、国際化による広い視野と知識の必要性を啓発していきます。

【主な施策・事業】

- 町民交流イベントの開催
- 友好都市・姉妹都市交流事業の推進
- 地域間交流・国際交流活動への支援
- 国際化啓発事業の推進 等

第6章 新町における山梨県事業の推進

1 山梨県の役割

新町のまちづくりにおいては、社会基盤の改善や強化を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新町と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

2 新町における山梨県事業

(1) 道路網の整備

新町における道路整備は、新たなまちづくりを進めるうえで重要であり、国道52号、国道300号の広域幹線道路や、県道等の幹線道路の整備を推進します。

特に、新町の速やかな一体化を促進し、地域の発展を図るため、新町をひとつに結ぶ循環型の道路や観光周遊としての道路の整備、歩道設置など各種安全対策の充実に向けた支援を行っていきます。

さらに、中部横断自動車道の早期完成を図ります。

(2) 河川等の整備

河川改修・砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・地震防災対策などの事業を促進して、住民が安心して暮らしていけるように、災害から地域を守るための基盤強化を図ります。

さらに、水と親しみ休養の場となる河川空間の整備を進めます。

(3) 農林業の振興

新町の豊かな地域資源を生かし、農業生産の効率性の向上や農村の振興、森林の持つ公益的機能の維持に努めるため、農林道の整備や治山事業・中山間地域総合整備事業・農村地域防災減災事業などを進め、特色ある地域づくりに向けた基盤整備を推進します。

(4) 観光の振興

新町における観光は、峡南地域の地場産業振興機能を伴った観光の発信基

地である富士川クラフトパークの活用とともに、各地域の観光施設が連携し、連続性のある一体的な観光事業が展開できるよう、効果的な施策を推進します。

また、「世界文化遺産の富士山」と「千円札の富士山」の観光資源としての活用及び本栖湖周辺の県有林を整備した森林文化の森「本栖湖いこいの森キャンプ場」の有効活用を推進します。

(5) その他の公共施設の整備

新町のまちづくりにおいては、豊富な自然と歴史的資源・観光資源などの多くの地域資源の保全を十分図りながら、地域振興に係る諸要望も尊重するなかで、公共施設について、新町と協議しながら整備を進めます。

第7章 公共的施設の統合整備

既存の公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、これまでの実績を踏まえ十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情や民間委託等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていくとともに、これら施設の効率的な維持管理に努めます。

また、新たな公共的施設の整備にあたっては、財政状況等を踏まえる中で、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、効率的な整備に努めます。

さらに、新町の本庁舎については、当分の間、暫定的に現在の中富町役場に置くものとし、新たな庁舎建設等については、交通事情や他の官公署との関係など町民の利便性を考慮する中で検討していくものとします。

なお、現在の下部町及び身延町役場庁舎は、支所として活用するとともに、情報通信網の整備をさらに進め、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮していきます。

第8章 財政計画

新町における財政計画は、平成17年度から平成30年度までの14年間の実績と令和元年度から令和6年度までの6年間の見込みについて、歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで算定しています。

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、過去の実績等により算定しています。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、過去の実績等により算定しています。

(3) 交付金

利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、過去の実績等により算定しています。

(4) 地方交付税

普通交付税については、平成17年度から令和元年度は合併に伴う算定の特例（合併算定替）が適用され、令和2年度以降は一本算定で見込んでいます。

(5) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

(6) 使用料・手数料

使用料・手数料については、過去の実績等により算定しています。

(7) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績等により算定していません。

(8) 繰入金

繰入金については、過去の実績等により算定しています。

(9) 地方債

地方債については、過去の実績等により算定するとともに、新町建設計画に基づき合併特例債を加えています。

(10) その他

財産収入、寄附金、諸収入については、過去の実績等により算定していません。

(単位：百万円)

【歳入】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	1,448	1,478	1,598	1,586	1,574	1,483	1,474	1,461	1,471	1,481
地方譲与税	169	232	114	109	102	99	95	88	84	81
利子割交付金	10	6	8	8	6	5	4	3	3	3
地方消費税交付金	179	176	166	150	154	154	146	142	140	170
ゴルフ場利用税交付金	14	16	20	21	21	20	19	21	21	18
自動車取得税交付金	58	57	61	54	30	30	23	29	26	13
地方特例交付金	51	41	10	18	24	29	30	3	3	2
地方交付税	4,991	4,763	4,607	4,761	4,944	5,210	5,183	5,116	5,177	4,998
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
分担金及び負担金	169	165	174	174	170	145	118	112	106	102
使用料及び手数料	175	165	157	157	172	152	119	113	111	118
国庫支出金	463	462	492	428	1,219	622	606	486	658	577
県支出金	570	523	652	573	514	609	620	690	654	668
財産収入	20	11	22	70	25	14	11	8	11	20
寄附金	12	24	5	6	5	5	5	6	7	204
繰入金	256	968	1,025	644	174	312	151	111	9	30
繰越金	842	920	691	644	737	774	889	1,112	845	979
諸収入	144	119	124	113	199	166	119	140	228	120
地方債	1,182	1,381	902	1,034	869	837	817	519	604	783
その他	9	10	10	3	3	4	4	4	13	15
歳入合計	10,765	11,520	10,841	10,556	10,945	10,673	10,436	10,166	10,173	10,384

【歳入】

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地方税	1,427	1,443	1,442	1,400	1,397	1,396	1,394	1,392	1,390	1,388
地方譲与税	84	73	72	73	72	72	72	72	72	72
利子割交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地方消費税交付金	280	239	235	247	210	240	240	240	240	240
ゴルフ場利用税交付金	18	18	18	17	18	18	18	18	18	18
自動車取得税交付金	19	18	22	23	10					
地方特例交付金	2	2	2	3	5	5	2	2	2	2
地方交付税	4,938	4,624	4,437	4,379	4,060	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	103	65	84	75	80	80	80	80	80	80
使用料及び手数料	117	104	103	110	85	85	85	85	85	85
国庫支出金	567	646	618	558	525	605	605	905	805	605
県支出金	699	545	527	516	463	495	495	495	495	495
財産収入	26	21	26	16	8	8	8	8	8	8
寄附金	6	6	33	21	20	20	20	20	20	20
繰入金	29	19	31	82	384	103	150	570	480	200
繰越金	639	946	762	763	773	660	531	493	320	368
諸収入	192	112	97	111	100	100	100	100	100	100
地方債	223	563	1,076	912	500	720	1,530	1,640	1,240	840
その他	13	6	11	7	14	18	18	18	18	18
歳入合計	9,386	9,454	9,600	9,317	8,728	8,629	9,252	10,042	9,277	8,443

2 歳 出

- (1) 人件費
人件費については、職員数定員適正化計画を参考とし削減することを、基本として算定しています。
- (2) 物件費
物件費については、過去の実績等により算定しています。
- (3) 維持補修費
維持補修費については、過去の実績等により算定しています。
- (4) 扶助費
扶助費については、過去の実績等により算定し、高齢化の進展に伴う経費増を見込んでいます。
- (5) 補助費等
補助費等については、過去の実績等により算定しています。
- (6) 普通建設事業費
普通建設事業費については、今までの計画に加え、新町建設計画に基づく事業分を見込んでいます。
- (7) 公債費
公債費については、令和元年度までの地方債の償還予定額に、令和2年度以降の普通建設事業分と新町建設計画に基づく事業分の新規償還見込額を加えて算定しています。
- (8) 積立金
積立金については、過去の実績等により算定するとともに、基金積立等を見込んでいます。
- (9) 繰出金
繰出金については、これまでの実績等により国民健康保険事業・介護保険事業・上下水道事業等への繰出金を見込んでいます。
- (10) その他
災害復旧費、投資及び出資金、貸付金については、過去の実績等を基に見込んでいます。

【歳出】

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	1,903	1,719	1,686	1,591	1,505	1,444	1,435	1,376	1,331	1,368
物件費	1,317	1,231	1,242	1,152	1,165	1,124	1,168	1,100	1,075	1,013
維持補修費	38	58	46	69	46	38	56	29	42	65
扶助費	769	734	776	827	861	961	779	932	888	905
補助費等	1,381	1,393	1,369	1,286	1,597	1,304	1,206	1,039	1,103	1,167
普通建設事業費	1,415	2,177	1,430	1,080	1,122	1,067	993	740	1,140	1,224
災害復旧費	75	0	119	40	0	0	144	224	38	42
公債費	1,538	1,494	1,604	1,642	1,735	1,806	1,605	1,483	1,880	2,068
積立金	248	630	429	632	690	617	417	813	111	314
投資及び出資金	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,154	1,391	1,496	1,498	1,450	1,423	1,521	1,585	1,586	1,579
歳出合計	9,845	10,829	10,197	9,819	10,171	9,784	9,324	9,321	9,194	9,745

【歳出】

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人件費	1,390	1,371	1,408	1,449	1,492	1,667	1,668	1,671	1,674	1,679
物件費	1,055	1,099	1,195	1,164	1,200	1,026	1,026	1,046	1,046	1,056
維持補修費	73	63	98	157	160	160	160	160	160	145
扶助費	880	856	885	853	851	849	847	845	843	841
補助費等	1,328	1,162	1,143	1,176	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
普通建設事業費	708	822	1,187	822	752	773	1,430	2,260	1,670	790
災害復旧費	88	110	41	190	0	0	0	0	0	0
公債費	1,384	1,110	671	512	407	433	538	750	726	779
積立金	14	612	714	711	346	200	200	200	10	10
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,520	1,488	1,494	1,510	1,680	1,810	1,710	1,610	1,600	1,670
歳出合計	8,440	8,693	8,836	8,544	8,068	8,098	8,759	9,722	8,909	8,150